

ワーケーション普及啓発にかかるイベント企画運営業務委託仕様書

1 業務目的

昨年度、本県ではワーケーションプログラムを造成したことから、さらなるワーケーションの普及啓発を行うことにより、若い世代に訴求する多様な働き方の実現や、継続的な交流人口の増加等を目指す。

2 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務内容

（ア）概要

（1）オンラインセミナー

- ・ワーケーションの普及啓発に向けたオンラインセミナーを1回以上開催すること。
- ・セミナー内容には、ワーケーションの導入手法にかかるレクチャーを含めること。
- ・参加対象者は企業、地域団体、自治体職員とする。

（2）ワーケーション体験イベント

- ・兵庫県内でワーケーションを実際に体験できるイベントを1回以上開催すること。
- ・イベント実施場所（地域・市町）については受託者が提案すること。
- ・イベント参加者同士が交流できるようなワークショップ等を含めたプログラム構成とすること。
- ・参加対象者は企業、地域団体、自治体職員とする。

（イ）運営業務

本イベントの実施内容及び方法の提案並びに次の事項を行う。

- ・実施テーマや講演者、ゲスト、ファシリテーター等候補についての提案
- ・参加者のとりまとめ
- ・実施会場（施設等）の確保および会場（施設等）との調整
（費用が発生する場合はその支払いも含む。）
- ・当日配布資料の作成
- ・当日の参加受付、写真撮影等の記録、運営
- ・講演者、ゲスト等への事前調整、謝金及び旅費等の支払
- ・上記の他、イベントの開催・運営に必要な業務を実施すること。
- ・イベント後も参加者間での交流が継続するような仕組み等を提案すること。

4 業務実施にかかる留意点

- ・実施場所の選定や実施方法（対面・オンライン・ハイブリッド）等については別途県と協議した上で実施すること。
- ・参加者同士のワークショップ等を含めた内容も検討すること。
- ・開催に必要な会議室、音響設備、什器、パソコン、通信設備等にかかる費用は本業務委託費に含める。

- ・登壇者等の決定は委託者と受託者で協議の上、決定する。また謝金等を支払う必要がある場合は、委託費の中から支出すること。
- ・セミナー、イベント集客のため、受託者自ら有する広報媒体の活用や委託費の範囲内で効果的な広報、広告手段の活用を提案すること。
- ・申込受付時には、申込者の住所、年齢等の属性を把握するとともに、実施後にはアンケートを実施する。アンケートの内容については、県と調整するとともに、実施は受託者が行う。
- ・受託者はセミナー実施後、速やかに事業の成果をまとめた報告書を委託者へ提出すること。また、開催の様子については、記録写真を撮影し、あわせてデータにて納品すること。県移住メディアサイトや県公式インスタグラム等で、実施の様子を発信するための記事内容の作成を行うこと。

5 その他

(1) 実施体制

- ・受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。
- ・本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し、すべての責任を負うものとする。

(2) 秘密保持等

- ・本業務また付随する業務において、委託者及び受託者は兵庫県個人情報保護条例及び兵庫県情報セキュリティ対策指針に十分留意しなければならない。
- ・万が一、個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ・秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

- ・本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。
- ・本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上処理を済ませた上で納入すること。

(4) その他

- ・受注者は、本業務の進捗状況及び今後の実施見込みや、県の求める内容について報告を行うこと。
- ・委託業務終了後、実績報告書を作成し、県に提出すること。

- ・やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となった場合は、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- ・本仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議すること。
- ・本業務の実施に当たり、その内容が契約書及び仕様書に違反したと県が判断した場合は、本業務に係る委託契約の一部又は全部を解除し、受注者に対して委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部または全部を返還させる場合がある。
- ・この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。